

J R 東海労働組合関西地「申」第9号
2 0 2 1 年 9 月 7 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「東海労働組合員の職場復帰」に関する申し入れ

大阪第一運輸所の東海労働組合員が、職場復帰するにあたり、大阪第一運輸所の管理者が行った行為に多くの問題が発生している。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定し、誠意ある回答をすること。

記

I. 東海労働組合員の診断書提出の取扱いについて

1. 東海労働組合員に対して二度にわたり診断書の提出を指示しているが、どの様な方法で提出を指示したのか明らかにすること。
2. 東海労働組合員に対して診断書の提出をFAXで送るよう指示しているが、誰の判断なのか明らかにすること。
3. 診断書の提出に掛かった費用は、全て会社が負担すること。

II. 通勤定期券の取扱いについて

1. 本郷運転科長から通勤定期券の解約を指示しているが、何故総務科でなく運転科の管理者が指示したのか明らかにすること。
2. 会社は通勤定期の取扱いに対し、「30日ルール」の規程で解約を指示している。「30日ルール」の中身を明らかにすること。
3. 「30日ルール」は、就業規則の何条に適用されるのか明らかにすること。
4. 「30日ルール」は、有給休暇であるにも関わらず適用する理由を明らかにすること。

III. 東海労働組合員の勤務認証の取扱いについて

1. 東海労働組合員が8月2日、診断書を送付した時点で、7月20日以降就業可能と判断しているにも関わらず、日勤を指定しなかった理由を明らかにすること。
2. 会社は、産業医との面談を行い、産業医の許可がなければ出勤させない対応をしている。会社の見解を明らかにすること。
3. 8月5日の勤務認証を明らかにすること。

4. 8月5日、会社が産業医との面談を設定した目的を明らかにすること。
5. 8月5日、保存休暇にも関わらず、会社が呼び出したことに問題がある。保存休暇を休日に勤務変更し、産業医との面談及び管理者との対応に掛かった90分間を休日出勤(D単価)とし超勤扱いとすること。
6. 8月5日、産業医との面談は約10分で終わっている。その後、木田総務科長、本郷運転科長、高木総務助役3名の管理者との80分間、話をしている。この時の話は次勤務を含む業務に関する話であった。会社の見解を明らかにすること。
7. 8月5日、当日の勤務認証を確認した時に木田総務科長は「保存のままです。どちらにしても皆さん産業医面談は自己の時間で」と回答している。この時の「皆さん」とは、誰のことを指しているのか明らかにすること。
8. 組合が、過去の産業医との面談における勤務認証を調査したところ、大多数の乗務員は、日勤を指定されている。木田総務科長は寄本組合員に対し、「自己の時間」と虚偽の申告をしたことになる。会社の見解を明らかにすること。
9. 過去5年間、乗務員が職場復帰にあたり、産業医との面談を行った事例及び勤務認証を全て明らかにすること。

IV. その他の取扱いについて

1. 8月5日の交通費について、行き680円、帰り990円を支給している。この交通費支給の名目を明らかにすること。
2. 7月28日、寄本組合員は、8月から職場復帰の意思を伝えているにも関わらず、8月3日に日勤指定をしなかった理由を明らかにすること。
3. 産業医との面談等に要した90分間を労働時間にすること。
4. 今回、東海労組合員への対応に関わった全ての管理者は、組合員及び家族に誤った勤務認証や診断書等の手続き等を行ったことに対して謝罪すること。

以 上